

社会福祉法人横浜博萌会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜博萌会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 法人の職員を兼ねる役員については、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第5条 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席したときの報酬は、別表1により謝金として支給する。

ただし、同日に連続開催する理事会、評議員会への出席の場合は重複して支給しない。

(監事の指導・監査等の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況につき指導・監査等の業務にあたった場合の報酬は、別表2により謝金として支給する。

(法人業務の報酬等)

第7条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の要請を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営のための業務にあたった場合の報酬は、別表3により謝金として支給する。

(出張に係る旅費等)

第8条 役員及び評議員が法人の業務を行うため出張するときは、別表4により旅費規程の定めるところにより旅費等を支給する。

2 旅費等の算定にあたっては、高齢者福祉センター旅費規程を準用し適用する。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等の支給は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

2 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

区 分	謝金額 (旅費相当費用も含む)		
	評議員	理事	監事
理事会出席	11,136円	11,136円	11,136円
評議員会出席	11,136円	11,136円	11,136円

別表2 (第6条関係)

名 称	謝金額 (旅費相当費用も含む)
監事監査指導	16,705円

別表3 (第7条関係)

名 称	謝金額 (旅費相当費用も含む)		
	評議員	理事	監事
その他法人業務等	11,136円	11,136円	11,136円

別表4 (第8条関係)

名 称	旅費及び宿泊料	備考
出張に係る旅費等	旅費規程により支給 (1号適用)	高齢者福祉センター 旅費規程を準用する。